

事業 優先順位		3	細事業: 青年就農者経営支援事業				整理 番号		11	
目的		市内在住の就農直後(5年以内)の独立・自営青年就農者(45歳未満)に給付金を給付することにより、経営が不安定な時期の所得を確保し、農業への定着を図る。								
目標		「人・農地プラン」の作成と制度周知を並行して行い、2名の青年就農者に対して、給付金を給付する。それとともに、青年就農者に対して、営農指導を併せて行うことにより、経営の安定化を図る。								
事業 実施主体		直営	事業開始 年 度	平成24年度	根拠 法令	新規就農総合支援事業実施要綱(農林水産事務次官依命通知)				
事業費・財源				平成24年度	比 較				平成24年度	比 較
	事業費(決算額)(千円)			2,250		コスト 情報・ 従事 職員数	総コスト(千円)		5,424	
	財源 内訳	一般財源		0			内 訳	事業費	2,250	
		国庫支出金		2,250				人件費	3,174	
		地方債		0				公債費	0	
		その他特定財源		0				一人あたり(円)	48	
				0			世帯あたり(円)	115		
				0			参 考	職員数(人)	0.40	
				0				再任用職員数(人)	0.00	
	今後の 方向性		農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業の実現に向け、青年の新規就農者及び経営継承者の増加を促進する。 また、新規就農や経営継承をするに当たって、所得の確保等が課題となっていることから、就農直後の青年就農者に対する給付金の支給の実施を継続するとともに、営農指導や農地利用集積と併せて、新規青年就農者の経営を支援し、地域農業の振興を図る。							
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	「人・農地プラン」に位置づけられた、市内在住の就農直後(5年以内)の独立・自営青年就農者(45歳未満)。平成24年度は対象者を2名と想定。					
	A	A	B							

事業 優先順位		4	細事業: 広域農政推進事業				整理 番号		08
目 的		府内市町村との連携、協力のもと、農政に関する課題解決の円滑な推進と農業の振興を図ること。							
目 標		府内市町村との連携、協力のもと団体間の相互の連絡、情報交換、研究、要望などを行うことで、農政に関する課題解決の円滑な推進と農業の振興を図る。							
事業 実施主体		直 営	事業開始 年 度	平成12年度	根拠 法令				
事業費・財源			平成24年度	比 較	コスト 情報・従 事職員数			平成24年度	比 較
	事業費 (決算額) (千円)		1,688			総コスト (千円)		3,672	
	一般財源		1,688			事業費		1,688	
	国府支出金		0			人件費		1,984	
	地方債		0			公債費		0	
	その他特定財源		0			一人あたり (円)		33	
			0			世帯あたり (円)		78	
			0			参 考 職員数 (人)		0.25	
			0			再任用職員数 (人)		0.00	
	今 後 の 方 向 性		今後も府内市町村との連携、協力のもと団体間の相互の連絡、情報交換、研究、要望などを行うことで、農政に関する課題解決の円滑な推進と地域農業の振興を図る。						
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	農家数934戸 農業共済事業加入者728人				
	A	B	B						

細事業：青年就農者経営支援事業

1. 青年就農者経営支援事業

就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、新規就農して間もない時期の農業者を対象として、給付金を給付することで所得の安定を図る。

[平成 24 年度実績]

給付対象者：2 名（夫婦による申請）

給付額：2,250,000 円



[制度の概要]

青年就農給付金・・・新規就農者が、市町村が作成する「人・農地プラン」に位置付けられ、かつ国が定める給付要件を満たせば、農業を始めてから経営が安定するまで、最長 5 年間、年間 150 万円給付される。

対象者・・・・・・・・原則 4 5 歳未満の独立・自立就農を目指す農業者

給付額・・・・・・・・年間 1,500,000 円（夫婦で共に農業経営をする場合には、夫婦による共同申請も可能であり、その場合は年間 2,250,000 円

給付期間・・・・・・・・最長で 5 年間

細事業：広域農政推進事業

1. 農業共済組合負担金

農業者が、災害や鳥獣害等の不慮の事故によって受ける農作物等に係る損失を補填することにより、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資するため、大阪府南部農業共済組合が農業災害対策として農業災害補償法に基づき実施している共済事業に対し負担金を交付した。

2. 農空間整備推進協議会負担金



ワールドカフェの様子

本協議会は、府域の農業振興地域を中心とする農空間において、府民ニーズに応えた農空間の整備を推進するとともに地域の振興を促進することを目的とするものであり、農空間の整備推進に関する研究、調査や農空間の資源の保全・活用に向けた啓発・事業の推進を行うため、負担金の交付を行った。

3. 南河内地区農政研究会負担金

本研究会は南河内地区関係機関の相互の連絡を密にするとともに、広域において農政に関する諸問題に対し円滑かつ効率的に対応することを目的とするものであり、情報交換会及び研究会の開催やイベント（大阪産（もん）スタンプラリー）への支援等の活動のため、負担金の交付を行った。



視察研修の様子